



進派がその一つのよりどころとしてきたものは、何かの有名なラスマッセン報告でありましたが、米国の原子力規制委員会、NRCは、去る一月十九日、この報告に対するこれまでの支持を撤回し、改めて原子炉の危険性軽視の思想に対して警告を発したのであります。このことは、再処理工場の危険性を改めて認識すべきではないでしょうか。

第二点といたしましては、再処理工場で生産されるプルトニウムとウラン<sup>235</sup>及び放射性廃棄物の問題に関してであります。御承知のように、プ

ルトニウムは原子爆弾の原料でありますから、一つには軍事転用の危険性であり、もう一つの問題は、核ジャックが起きた場合のことになります。

しかも、今日では、イギリスやアメリカの大学生が、低廉かつ簡単な手製原爆をつくれるという論文や設計図を発表して問題になっていることは御案内のとおりであります。ましてや、これから十年先にもなれば、原爆をつくることなど朝飯前といつたかあいになってしまふであります。もし、狂人のような不心得者に原爆が渡ったときのことを考へるならば、世界は恐怖のどん底に陥れられ、人類の平和も自由も、そして生命の尊厳も、すべて失われてしまうのであります。まさに、この危険性は、確率ではなくては断じてならないと思うのであります。しかも、この危険を防ぐために警察国家にもなりかねないということなどをいえます。

第三点は、放射性廃棄物処理の問題であります。(拍手)

す。これは今日、原子力にとって最大の問題であり、解決のめどがつかない致命的欠陥を持っていふと言わっております。しかも、再処理工場は、原発一年分の廃棄物を一日で出すという膨大な放射性廃棄物生産所なのであります。日本では、太平洋など海洋投棄を考えているようであります。が、絶対に安全であるという保証は何一つないのであります。ただひたすらに安全を期待するということだけが頼りになつてゐるだけなのであります。

第四点といたしましては、原子力エネルギーは石油の代替エネルギーとしてどうしても開発しなければならないという論點に対してであります。が、石油がなくなった後、これ以外にかわるべきエネルギーがないというなら話のつじつまとしては一応合うのですが、学者、専門家の話によれば、石油資源よりウラン資源の方が早くなくなるそうであります。そうなると、日本は今日の推定埋蔵量が総量で約一万三千ウラントンくらいしかありませんから、無に等しいのであります。ほとんど外国からの輸入に頼らなければどうにもならないのであります。それに、将来振り尽くされしていくにつれ、輸入は全く困難に陥ると見るべきであります。しかも、この事業を推進すれば、逆に石油消費産業になるとさえ言われてゐるのであります。これでは石油の代替どころか、居直り強盗に遭つたようなものではありませんか。

そして第五点には、コストの問題であります。以上は、賛否両論の学者や専門家の意見の中から私なりに考え方を整理したものであります。これとて、しょせん素人の判断でしかないのあります。と同様に、本案に賛成される方々も素人以外の何物でもありません。したがつて、原子力に対する専門家同士の討論や理論の相違点などを科学的に検証し、審査し、判断する能力がこの国会にはないと言つても過言ではなかろうかと思うのであります。これを真に決め得る者はだれかと権力者でもなく、また国会の多数決でもありません。それこそまさに、将来に向かって人類の安全

が確認されるまでは営業をやめて、最小限の研究にとどめておくべきかの選択は、むしろ賛否両論の中のその共通部分に目を向けるのではないであります。つまり、全世界の学者、専門家が間違いない一致している点は、原子炉が学問的にも技術的にも一〇〇%安全であると断言することができます。そこで、この採算もとれない最も危険な事業を、厳格な守秘義務を負わせながら強行します。そこで、この採算もとれない最も危険な事業を、厳格な守秘義務を負わせながら強行します。それは隠された軍事目的があるからだと想像されます。それでもいたし方がないと思うのであります。

よつて、私は、このような重大決定は国民的規模において判断を下すべきことを強調いたしますと同時に、安全性に確信なき問題についての冒険は、国民に対して責任を負うべき政治家としては断じて行つてはならないということを強く訴えるものであります。(拍手)

よつて、私は、危険きわまりなきこの使用済み核燃料の再処理を商業的に民間会社にやらせようとする本法案に対する反対をいたしまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(瀧尾弘吉君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本法案の委員長の報告は修正であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多數。よつて、本法案を

委員長報告のとおり決しました。

**國務大臣の発言（昭和五十四年度地方財政計画について）及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明**

○議長（灘尾弘吉君）この際、昭和五十四年度地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大臣謹直蔵君。

〔國務大臣謹直蔵君登壇〕

○國務大臣（謹直蔵君）昭和五十四年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十四年度の地方財政につきましては、昭和五十三年度に引き続いて厳しい状況にあります

が、現下の経済情勢に適切に対処するとともに、財政の健全化に努めることを日途として、おおむね国と同一の基調により、歳入面におきましては、住民負担の合理化にも配慮しつつ地方税源の充実強化を積極的に図るほか、昭和五十三年度に引き続き見込まれる巨額の財源不足については、これを完全に補てんする等、地方財源の確保に努める一方、歳出面におきましては、住民福祉の向上と地域振興の基盤となる社会資本の整備を推進し、あわせて景気の着実な回復に資するよう投資的経費の充実を図るとともに、一般行政経費の節

減合理化に努める等、財源の重点的かつ効率的な配分と節度ある財政運営を行う必要があります。

昭和五十四年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定する

ことといたしました。

第一に、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化等、地方税源の充実強化と地方税負担の適正化に努める一方、個人住民税の所得控除の引き上げ、ガスト税の免税点の引き上げ等、住民負担の軽減合理化の措置を講ずることとしております。

なお、地方譲与税については、地方道路譲与税を増強し、市町村に対する譲与割合の引き上げを図るとともに、航空機燃料譲与税の増強に伴い、その一部を空港関係都道府県に譲与するための措置を講ずることとしております。

第二に、地方財源の不足等に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするた

め、一、昭和五十四年度の地方財源不足見込み額四兆一千億円については、地方財政の重要性にかんがみ、これを完全に補てんすることとし、昭和五十三年度に制度化された地方交付税所要額の確

保のための方式の活用及び臨時地方特例交付金による地方交付税の増額で二兆四千六百億円、建設

地方債の増発で一兆六千四百億円の財源措置を講ずることとしております。二、また、地方債資金対策として、政府資金及び公営企業金融公庫資金

の増額を図るとともに、公営企業金融公庫資金の貸付利率の引き下げ等の措置を講ずることとしております。

第三に、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復を図ることに配意しつつ、地域住民の福祉の充実、生活環境の整備及び住民生活の安全の確保等を図るために、諸施策を実施することとしております。このため、投資的経費の充実を図ることにより、生活関連施設を中心とする社会資本の整備を推進するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、人口急増地域対策を拡充するとともに、過疎地域に

対する財政措置を引き続き充実することとしております。

また、後年度における地方交付税の総額の確保

に資するため、地方交付税法附則第八条の三第一項の規定に基づき、昭和五十四年度における借入額二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となつております。

第四に、地方行財政運営の合理化を図るとともに、国庫補助負担基準の改善等、財政秩序の確立を図り、あわせて、年度途中における事情の変化に弾力的に対応するよう配意するほか、地方財政計画の算定内容について所要的是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、昭和五十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は三十八兆八千十四億円となり、前年度に対し四兆四千六百十八億円、一二%の増加となつております。

第一に、昭和五十四年度分の地方交付税の総額

は、現行の法定額に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百六十六億円及び同特別会計における借入金二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となつております。

また、後年度における地方交付税の総額の確保

に資するため、地方交付税法附則第八条の三第一項の規定に基づき、昭和五十四年度における借入額二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となつております。

また、後年度における地方交付税の総額の確保

に資するため、地方交付税法附則第八条の三第一項の規定に基づき、昭和五十四年度における借入額二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となつております。

第一に、昭和五十四年度分の地方交付税の総額

は、現行の法定額に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百六十六億円及び同特別会計における借入金二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となつております。

また、後年度における地方交付税の総額の確保

に資するため、地方交付税法附則第八条の三第一項の規定に基づき、昭和五十四年度における借入額二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となつております。

また、後年度における地方交付税の総額の確保

に資するため、地方交付税法附則第八条の三第一項の規定に基づき、昭和五十四年度における借入額二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となつております。

國務大臣の発言（昭和五十四年度地方財政計画について）及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（瀧尾弘吉君） ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。加藤万吉君。

[加藤万吉君登壇]

○加藤万吉君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十四年度地方財政計画及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

地方財政計画が発表されるや、各社説はもとより、地方行政に関する各界から、慢性的借金財政とその硬直化の重圧に苦しむ自治体にとって、この計画は何ら解決の方途を示していないばかりか、長期的な再建への足がかりすら見出せないものとして、強く非難の声が上がっているところであります。私もまた、この計画は数字の单なるつじつま合わせで、大蔵省地方財政特別会計のそしりを免れない無策な計画であることと、強く指摘しないわけにはまいりません。

総理にお伺いをいたします。

五年続きの財源不足は、今年は四兆一千億円となり、また、年度末地方債残高は二十五兆円で、これに国が二分の一を負担することになつてはおりますが、毎年の交付税借入金残高の七兆一千六

百億円を加えると、住民一人当たり三十万円弱、一世帯実に百十万円を超す税の先食いということになります。公債費は二兆六千三百億円で、交付税借入金を上回ること三千五百億円、借金を返すために借金を積み重ねるという悪循環を繰り返し、財政はさらに硬直化をし、改善への見込みは全くもつてありません。

総理は、この場当たり的財政計画をいつまでお

続けになるつもりですか。財政計画が数量の枠組みの中から抜け出すことができず、官僚の作文と化し、財政の仕組みそのものに踏み込むことができないところに大きな欠陥のあることにお気づきになりましたか。現状からの脱出は、現在の財政構造を根本から見直し、勇断をもって改革に一歩踏み出すべきときです。改革の手法を安易な数量的拡大に求め、財源不足分を一般消費税の創設とその一部を地方消費税に回すことによって補うなどという、弱い者泣かせの増税手段は厳に排除すべきであります。

総理並びに大蔵大臣にお尋ねをいたします。中央に集中された権限を思い切り地方に分権する御意思はありませんか。国の予算の三分の一を占める国庫支出金に集中的なメスを入れ、国及び地方の責任区分を明確にする中で、現状においても可能な委任事務を地方に移譲し、縦割り行政と重複行政のむだを排除することによって、地方及び国行政費の軽減を図るべきであると思いますが、いかがでしょうか。（拍手）

私は、再建のキーポイントは、日本の高度成長過程で活用され、著しく強化をされた一元的中央集権的な財政構造の見直しと改革にあると思います。税の自然増加がある程度見込まれた高度成長期の時代にあっては、地方団体もこれを受け入れ

る余裕を持ち合わせておりましたが、いまや、国の経済政策の失敗を地方公共事業によって肩がわりをした地方自治体は、温存された強固な中央の支配と統制の中に、国の赤字財政と地方団体との遮断することを許さないまで拘束をされ、地方の自主的、自立的改革への道すら閉ざされているのであります。洪水のような公共事業と投資的経費の多くを地方債に振りかえたこと、交付税の基準財政需要額の算定方式に疑問を持ちながらも、報復処置を恐れてひたすら交付税特別会計の借り入れと地方債とに依存している地方団体に、総理のおっしゃる再建への熱意も民主主義の根源である地方自治も生まれるはずがないではありませんか。

総理並びに大蔵大臣にお尋ねをいたします。さきに述べた政府の中央支配としての一元的、集約的管理を少し譲歩をし、財政再建の道を地方団体に大きく開くことによって、自己革新をするエネルギーを生み出し、行政が本来負担をすべき責任と範囲、住民の側の負担の公平等について説得力を持ち得る条件をつくり出すべきだと思いますが、御所見をお伺いをいたしたいと思います。

今年度の<sup>財政</sup>各政計画の歳入のうち、交付税においては二兆二千八百億円の借り入れ、地方債は七兆四千億円の発行という借金依存の不健全財政計画であります。国債の消化すら困難と言われている中で、これだけの地方債の消化は可能でございませんが、三兆三千億円に上る民間資金か

化をする中で、地方団体の選択権と弾力的運用を確保する方向を与えるべきだと思いますが、所見をお伺いをいたしたいと思います。

現在、地方交付税率は国税三税の三二・九%であります。しかし、今年度もまた交付税借入金の二分の一を政府負担としておりますから、実際の交付税率はこれを上回り、さらに臨時地方特例交付金を加えれば、国税三税との比は五十三年度で四二・九%、五十四年度は四七・九%となります。さらに補助金の整理統合分を加えれば、地方との財政再配分は五〇対五〇にすることが可能です。

大蔵大臣並びに自治大臣にお尋ねをいたします。この際、現にあるこの交付税率を法制化し、交付税法第六条の三の第二項を満たすとともに、さきに述べた政府の中央支配としての一元的、集約的管理を少し譲歩をし、財政再建の道を地方団体に大きく開くことによって、自己革新をするエネルギーを生み出し、行政が本来負担をすべき責任と範囲、住民の側の負担の公平等について説得力を持ち得る条件をつくり出すべきだと思いますが、御所見をお伺いをいたしたいと思います。

らの調達については、金利差を含めて特別な援助をしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。元利償還金が交付税借入財源を上回るばかりか、元金返済一兆一千七百億円に対して利子返済分一兆四千六百億円と、利子分が上回った今日、高利時代に借り入れた地方債、なかなか政府資金については、利子補給を含めて何らかの措置を講すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

自治大臣にお伺いをいたします。

財政計画では一三%の増加率にもかかわらず、給与関係費は四・四%，行政経費で一一・七%，特に生活保護費は一〇%，児童保護費が八%，老人医療費に至っては五%の増加率であります。これに対して投資的経費は二〇・三%で、しかも、五億円のお金があれば百億円の事業を行える借金強要型投資と言わざるを得ません。この福祉後退、弱い者いじめの積算の基礎はどこにありますか。

また、投資的経費は十五兆二千億円で、財政計画の二分の一に迫るわけですが、この事業投資と、総理のおっしゃる田園都市構想、建設及び国

市町村開拓、モデル生活圈構想と自治省の広域土庁の定住圏、市町村開拓とはどこが違い、どこにその整合性があるのですか。各省の統一された見解があるならばお聞かせをいただきたいと思います。

労働大臣にお尋ねをいたします。

五十三年度は公共事業拡大によって雇用効果を

生み出し、失業率も一・一%から一%に低下をすることが期待できると言わされました。現状は百三十万人を超える失業者であります。今年度の公共事業拡大の中で、今日の失業状態を緩和をし、雇用効果がどのように生まれると判断をされておりますか、数字的にお示しをいただきたいと思います。

また、自治省においては、特定不況地域振興対策として百三地域を指定し、特別交付税や起債による地域振興を図るういたしてしておりますが、前

自治大臣においては、これを立法化するかの答弁をいたしております。このような対策は当然法制化を行なうべきであると考えますが、自治大臣の所

見をお伺いいたしたいと思います。私は、むしろ、雇用効果を求めるところは、福祉産業における拡大こそ期待が大きいと思いますが、その所見をお聞かせください。

また、特定不況地域、失業多発地帯における公

共事業と雇用創出については、各地方団体、特に

市町村段階で、労働者の出先機関との間にその協

調性を欠いていると指摘をされておりますが、ど

うような協議をし、具体策を持つて機能的効果を

期待されますか、労働大臣から御答弁をお願いを

いたしたいと思います。

最後に、一般消費税と地方財政との関係についてお伺いをいたします。

一般消費税の導入については国民の大多数が批

判的であり、この反対の声を逆なですること

く、自治大臣が、地方財源不足をよいことに、そ

の一部を地方消費税として導入することを率先説

導していることに不快感を持たざるを得ませ

ん。國は、租税負担率を、昭和六十年度、現状の

七%アップの二六・五%と見込み、財政収支試算

を提起をいたしましたが、地方財政収支試算にお

いては、この地方消費税を見込んで取支試算をお

こながどのようになりますか。その場合、國との財

源配分についてどのようにお考えになつておられ

ますか。また、地方消費税を導入される場合の料

飲税、軽油引取税等現行消費課税との関係はどの

よう整理をされますか。

以上の諸点について自治大臣の明確な答弁を求

めます。これらの諸点について今日答弁ができる

ない条件下にあるとするならば、いたずらに納

稅者に不安と動搖を与えるべき発言を厳に慎まれ

るよう注意を喚起をして、私の質問を終わりたい

と思います。（拍手）

それでは、いつごろまでに年次計画を立てて、

いつごろまでにその改革を実行するつもりかとい

うことでございますが、御案内のように、中央、

地方を通じましていま大きな財政危機に直面いた

しておるわけでございまして、中央、地方、とも

どもなるべく早くこの状態を脱却しなければな

らぬわけで、およそ昭和六十年を日安といたしま

して、中央におきましては赤字公債の発行とい

うことの事態にならぬよう、財政計画をいまから

詰めていくつもりでございます。それと並行いた

しまして、地方財政の充実につきましても配慮し

てまいりたいと考えております。

第一の点でございますが、中央の持つておる権

限、財源を思い切って地方に移譲すべきではない

かという御主張でござります。

私も全く同感でございますが、本来、地方は中

央と相協力いたしまして、その役割りをそれぞれ

わきまえながら、相協力して国民の福祉に奉仕しなければならぬ責任があると考えておりますが、住民の身近なところにございまして、住民の意思を十分反映しながら実行することが適切な事務につきましては、御指摘のようだ、できるだけ地方の方に引き受けたいたくのが適当であろうと考えております。今後とも、中央と地方との間に適切な機能分担を考えながら、両者の間の合理的な行政事務の配分、またこれに伴う税源の配分に努めてまいる所存でございます。

その他の件につきましては関係大臣からお答えいたしました。(拍手)

[国務大臣金子一平君登壇]

○国務大臣(金子一平君) 加藤さんにお答えいた

します。

御質問の第一点は、補助金を整理統合して、総括的な補助金のようなものに改めたらどうかといふ御趣旨でございますが、国庫補助金は、特定の施策を実現するために必要なもので、行政目的を異にする補助金等を一括して地方団体に交付するということであると、補助金制度の意義から見て、これは大変困難なことであると考えます。また、地方の自主的な措置にゆだねるべき事項については、これを容易に補助対象に取り上げるべきでないことは当然でございまして、これらの経費については、各自治体で交付税その他の自主的な財源で措置されることが適当であると考えます。

しかし、政府は、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的使用あるいは事務の簡素化といふ見地から、従来から、補助金制度の趣旨を踏まえながら、必要に応じて補助金の統合、メニュー化を幅広く推進してまいりまして、五十四年度予算の編成に当たりましても百十九件についての統合、メニュー化を行つておるような次第でございまして、今後におきましても、この点につきましては実情に即した改善に努力してまいりたいと考えております。

次に、地方債の政府資金と民間資金との金利差を埋めるために、利子補給制度を含めて国が特別の援助をするべきではないかという点でござりますが、地方債計画総額の大割相当額では、実質的に零細補助金等については積極的にその整理合理化を進めていくべきだと考えておりまして、今後もその方向で努力をしてまいりたいと考えております。

次に、地方交付税率は三二%になつておるけれども、実質的には五十三年度は四二%、五十四年度は四七%となつていて、この際、地方交付税法第六条を改正して、実質的には交付税率を五〇%まで引き上げるべきかという御質問でございますが、この問題は、御承知のように、今まで引き上げるべきかと思うがどうかという御質問でございますが、この問題は、御承知のように、

第六条を改正して、実質的には交付税率を五〇%まで引き上げるべきかと思うがどうかという御質問でございまして、今後われわれが取り組まなければならぬ大きな問題であることは、もう御指摘のとおりであります。この点につきましては、地方財政の長期的な安定を確保するという観点に立つて、今後、国、地方を通ずる租税負担の増加を図りつつ、地方税財政制度の基本的な改正を行い、地方税、交付税等の一般財源の増強を行つて対処してまいりたいと考えております。

次に、五十四年度の地方財政計画は前年度に比

して全体で一三%伸びている中で、給与費はわずかに四・四%、一般行政経費は一一・七%と低い。特にそのうち、生活保護費一〇%、児童保護

総括的補助金制度を取り入れるべきではないかと申しますが、五十四年度の地方債計画においては、できる限り政府資金及び公営企業金融公庫資金の増額を図った結果、民間資金は三兆三千八百八十億円、対前年比一七・五%となつたわけであります。

そのうち、公募地方債八千億円については、從来から毎月計画的に発行しておりまして、消化に支障はないと考えております。

次に、総故地方債二兆五千八百八十億円については、対前年度当初比では一四・九%の増となります。そこで、実質的には五十三年度は四二%、五十四年度は四七%となつていて、この際、地方交付税法第六条を改正して、実質的には交付税率を五〇%まで引き上げるべきかと思うがどうかという御質問でございまして、今後われわれが取り組まなければならぬ大きな問題であることは、もう御指摘のとおりであります。この点につきましては、地方間の財源分配をどうするかという基本的な問題でございまして、今後われわれが取り組まなければならぬ大きな問題であることは、もう御指摘のとおりであります。この点につきましては、地方財政の長期的な安定を確保するという観点に立つて、今後、国、地方を通ずる租税負担の増加を図りつつ、地方税財政制度の基本的な改正を行い、地方税、交付税等の一般財源の増強を行つて対処してまいりたいと考えております。

次に、五十四年度の地方財政計画は前年度に比



まだに脱出することができ、長いトンネルの出口を模索している状態であります。早急に景気の回復を図り、経済を安定成長路線へ移行させることが今日の最も重要な課題であります。

しかしながら、政府の五十四年度予算は、景気回復の上で、さらに財政再建というもう一つの役割りを果たすために、その財政規模は一二・六兆の伸び率にとどまり、昭和四十年以来の低い伸び率になつております。このことは、政府がこれまで、景気回復のためには財政が主役を果たさなければならぬと言い続けてきたことから考えて、景気回復に対する認識がうかがわれないのであります。しかし、五十四年度予算は、国鉄運賃や大学の費用負担の増大など、各種公共料金の引き上げを盛り込み、国民負担の増大を強いる予算となつておりますが、このような国民負担の増大は、一般大衆の最終消費支出の伸びを抑え、景気回復の足を引っ張る結果となることは明らかであります。

このようない政策で、五十四年度に政府の目指して  
いる六・三%の実質経済成長が達成され、安定成  
長の軌道に乗ることが果たしてできるかどうか、  
きわめて疑問であります。総理の率直な見解を伺  
いたいのであります。

ところで、五十四年度の地方財政計画によりますと、財源不足は、五十三年度より二四%も上回る四兆一千億円にも上つております。また、地方

財政の歳入に占める借金の割合、すなわち借金依存度は、五十三年度の一六・二%から五十四年度は一八・五%へと増大し、地方財政の借金依存の構造が浮き彫りにされております。

今日の多様化した社会にあって、住民生活を取り巻く問題は複雑化し、そのために地方の財政需要も増大の一途をたどっております。これら住民に直結した事務の増大は、機関委任事務という形で地方自治体に押しつける傾向が最近特に顕著になつております。従来から指摘してきたところで

地方の財政需要がふえ続けても、国税の地方への移譲も行わず、また交付税率も四十一年度以来据え置かれているのが実情であります。地方の時代と言われ、政府も日本型の福祉社会を目指すと言つておりますが、こうした事態に対応するためには地方自治体の自主財源を拡大し、自主的な行財政運営ができるよう改革することが急務であります。

これとともに、地方交付税においても、現行の地方交付税率では、過去四年間に譲せられた臨時応急的措置によつても明らかなうに、地方交付税の所要額を確保できず、交付税制度本来の機能を果たし得ないのが現状であります。したがつて、この際、恒久的な制度改革によつて本来の機能を回復し、安定的な一般財源を確保するために、交付税率を当面少なくとも四〇%に引き上げるべきであると思うのであります。引き上げる意味

があるかどうか、伺いたいのであります。(拍手) また、最近の大量の国債発行下においても、国と地方団体の財政秩序は当然ながら維持されなければなりません。しかしながら、国債発行によって国の財政規模は増大しても、これに伴う地方負担の増大については何ら安定的な財源が確保されてしまません。したがって、国債発行額のうち一定割合を交付税とする特別措置を講ずるべきであると思いますが、どのように対処されるのか、見解を伺いたいのであります。

また、最近地方財政支出に占める公債比率は増大の一途をたどっておりますが、政府は一般財源に占める公債費の割合をどの程度が限度と考えておられるのか、お答えをいただきたいのであります。さらに、増大を続ける公債費に対し、どのように対処していくのか、伺いたいのであります。

次に、地方債についてでありますと、財源不足による地方債の増発が続いているのですが、地方自治体が憂慮することは、一つにはその消化であります。今後、民間資金需要が増大した場合、地方債にしわ寄せされることは、これまでの経験からして起り得ないことはありません。この消化に対する見解を伺いたいのであります。

また二つには、地方債の中に占める政府資金の比率が最近著しく低下しております。利差補給制度はあるものの、償還期限等の問題に対しては緩故債はきわめて不利であります。良質な資金確保のために、政府資金の枠の拡大と、公営企業金融

公庫を改組して地方公共団体金融公庫とすべきであると考えるのであります、率直な答弁を求めるものであります。

次に、超過負担についてであります。

超過負担は、中央集権的な補助金行政によって地方財政圧迫の元凶となつております。この超過負担の実態に対し地方六団体が調査したところによると、四十九年度ベースで実に六千億にも上る膨大な額となつております。しかし、これに対する政府の措置は、言いわけ的対策しか講ぜられておりません。このために、保育所、保健所措置費、これらの多額の超過負担は一向に解消されておりません。今後、OPECの原油値上げを初め各種公共料金の引き上げが予想されておりまして、五十四年度は政府が考へておられる以上の物価上昇となることは明らかであります。五十四年度では国費ベースで三百六十億円計上しておりますが、この額では地方財政は一層圧迫されることが明白であります。政府の超過負担解消に対する前向きの答弁を求めるものであります。

さらに、超過負担に対する大きな問題は、国、地方の見解が異なることであります。わが党は、これらの問題を解決するために、国と地方の代表が協力して超過負担調査会をつくり、その解消に当たることを主張しておりますが、これに対する見解もあわせて伺いたいのであります。

次に、国民健康保険会計についてであります。

自家営業者や退職者等を対象として赤字に悩んで

でいる国民健康保険は、政府が約束した老人医療の別建て制も見送られ、また国民健康保険の抜本改革も行わねいため、その経営はますます深刻化をしております。国保会計は、加入者の負担増にもかかわらず、市町村の一般会計から多額の繰り出し金が行われており、これはまた他の福祉施策等を圧迫する結果となつております。こうした事態を開けるため、療養給付費等に対する国庫支出金の割合を、現行の四八・三%を当面少なくとも五〇%に引き上げるべきであると考えるものですが、答弁をいただきたいのであります。(拍手)

さて、高度経済成長時代の行政は肥大化に次ぐ肥大化を重ね、今日に至っております。これは国の地方出先機関の存在による行政の一重、三重のチェックあるいは必要以上の書類の提出などが義務づけられておりますが、こうしたことがそのまま地方自治体の行政の肥大化となつて、むだな人手と経費が増大する一方となつております。現在、國の行政改革が大きな課題となつておりますが、こうした地方自治体の事務量の増大に對処するためには、地方自治体の努力には限界がありませぬ。どうしても國の行政改革を徹底的に進めなければならぬと考えるものであります。

総理にお伺いしますが、大平内閣の行政改革は福田内閣よりも大幅に後退しておりますが、今日の政治に求められている行政改革についてどのように対処するのか、伺いたいのであります。

また、政府の関係部局から地方自治体に一片の

通達で仕事を押しつける傾向が、最近とみに高まつております。地方に事務をおろす場合、財源もつけることは地方財政法の趣旨からいつても当然であります。しかし、これに対する十分な財源もつけないために、これらの事務に要する経費が地方の一般財源を圧迫することとなつて、地方の自主的かつ弾力的な財政運営に困難を來していることが実情であります。その他、今日の歳割り行政は、地方自治体のあらゆる面にわたって補助制度が細かく張りめぐらされております。このために、零細補助金や同じ目的の補助金が各省にまたがっており、地方の自治行政を複雑化させております。しかも、補助申請手続きが複雑なために、補助金の金額よりも申請手続に要する費用の方が多くなっている事例も少なくありません。こうした事態は、地方政府を一層圧迫し、混乱させるとともに、国と地方の秩序を乱すものであつて、緊急に解決しなければなりません。

この問題の解決は、当面の課題として零細補助金を廃止し、これを一般財源に振りかえるべきであります。また、補助金のメニュー化を図り、根本的には法令及び事務の洗い直しを行うとともに、国と地方の責任分担を明確にしなければならないと考えるのであります。政府は、国と地方の事務、財源の洗い直しに対し、どのように考えているのか、伺いたいのであります。

以上、内政の重要な課題につきまして質問いたしましたが、明確なる答弁を期待して、私の質問をしてのお尋ねでございました。

終わります。(拍手)

[内閣総理大臣大平正芳君登壇]

○内閣総理大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、財政のこの程度の伸び率をもつてしては政府の言うところの景気の回復はおぼつかないではないか、まだ六・三%の成長を確保することも至難ではないかということをございました。

齊藤さんも御承知のように、今度の予算の編成に当たりまして、私ども、財政規模自体は一二・六%の増額にとどめたわけでござりますけれども、その中であります。投資的な経費につきましては一八・五%の増を確保いたしてあるわけでもございまして、この定員の削減、機構の膨張を抑えることにつきましては、引き続き私の内閣におきましても踏襲をいたしておるわけでございまして、特にわれわれは今度の予算を通じまして、補助金の整理、廃止を千二百七億実行をいたしております。それから、地方の出先の支所、出張所等一千カ所の整理を実現することにいたしております。さらに、認可事務の整理を千件ばかり実行いたすことについたしておられます。さらに、特殊法人の合理化の徹底、それから適正な人事管理の推進等を実行いたしまして、仰せのような行政改革の実を上げなければならぬと、せっかく努力をいたしておるわけでござります。御理解を賜りたいと思います。

それから、その次の御質問は、地方に対しまして、中央から法令の根柢もないのに仕事を押しつけるというようななことがあってはならないじやないかという御指摘でございました。

私も全くそのとおりに感じたわけでございまして、國が通達を発するに当たりましては、地方公共団体の自主性、主体性を十分尊重いたしまして、適切な配慮の上に行うこととは当然であると考え

政府は、御案内のように、昭和四十二年以来、

機構の膨張、定員の増加という点を極力抑えてまつたのでございまして、この十二年間に中央官庁におきましては六局削減いたしております。特殊法人は三つ廃止いたしております。国家公務員の定員は七千九百二十三名減少いたしておるわけございまして、この定員の削減、機構の膨張を抑えることにつきましては、引き続き私の内閣におきましても踏襲をいたしておるわけでございまして、特にわれわれは今度の予算を通じまして、補助金の整理、廃止を千二百七億実行をいたしております。それから、地方の出先の支所、出張所等一千カ所の整理を実現することにいたしております。さらに、認可事務の整理を千件ばかり実行いたすことについたしておられます。さらに、特殊法人の合理化の徹底、それから適正な人事管理の推進等を実行いたしまして、仰せのような行政改革の実を上げなければならぬと、せっかく努力をいたしておるわけでござります。御理解を賜りたいと思います。

それから、その次の御質問は、地方に対しまして、中央から法令の根柢もないのに仕事を押しつけるというようななことがあってはならないじやないかという御指摘でございました。

私も全くそのとおりに感じたわけでございまして、國が通達を発するに当たりましては、地方公共団体の自主性、主体性を十分尊重いたしまして、適切な配慮の上に行うこととは当然であると考え

ておりますし、われわれとしては、今後、中央地方の事務の分担、合理的な配分を考えながら、また財源の配分も考えながら、仕事をお願いする

場合におきましては十分気をつけてまいるつもりでございます。

第三に、公営企業金融公庫を改組して地方公共団体金融公庫にすべきであるという御主張でござりますが、五十三年度から公営企業金融公庫の機能を大幅に拡大して、いわゆる臨時三事業融資の対象に含めておることは御承知のとおりでござります。地方公共団体の資金の調達は、指定金融機関

とともに、規格、規模等の補助基準についても、社会情勢の推移を見守りながらその改善に今後も努力してまいりたいと考えておる次第でございます。

に十分の配慮をしてまいつておるわけでございます。

○国務大臣(金子一平君) 斎藤さんにお答えします。  
質問の第一点は、国債の一定割合を交付税にリンクしたらどうかということです。が、国債収入を地方の財源として交付することは、国と地方の長期的なものとは考えられませんので、お説のように国債の一定割合を交付税にリンクすることは適当でないと考えます。

機関から行なわれて再び地方の金融機関に公的資金をもつとしてあるいは地方企業の預金として還流されるという、地域金融の地縁的関係の仕組みの中で初めて円滑に行われ、地方公共団体金融公庫による中央での一括資金調達は円滑に行われるとは私どもは考えていないのでござります。五十四年度の地方債計画においては、地方債の円滑な消化を図るためにいろいろ配慮しております、また、現在のところ地方債の消化は円滑に行われておりますので、公营公庫の改組は必要ないと考えておる次第でございます。

進んでおり、廃止、減額の名で、新年度の予算では一千二百七億円になつております。今後におきましても、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的な使用の見地から、補助金制度の趣旨を踏まえながら、統合、ミニユーハ化を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、地方交付税率を四〇%に引き上げてはどうかという御指摘ございましたが、確かに、地方財政だけの立場から考えますと、まさに現状の状態は交付税率の引き上げを実行すべき状態にあることはもう御承知のとおりであります。他方、しかしながら、これを実現するためには国の財政がやはり相当しつかりしておりませんと、実際問題としては交付税率の引き上げを実行することの問題も解決していくべきである、このように考えております。

次に 地方債の政府資金の比率を上げるべきでないかという点でございますが、五十四年度の地方債計画におきましては、厳しい原資事情のもとにおいて、交付税特別会計への貸し付けに二兆九百億円を割きながら、なお地方債向け政府資金を<sup>拠</sup>財政計画全体の伸び一三・一%よりも高い一九%の伸びとしております。さらに、公営企業資金を融公庫資金を二三・六%増と大幅に増額しております。この結果、財政資金比率は五四・二%に上昇しておることを御了承いただきたいと思うのですが、

國庫補助負担金の補助単価については、物価の動向等を勘案して適正な単価の設定に努めるとともに、関係の各省庁との共同実態調査等に基づきまして、単価の改善措置をことしも相当講じております。面積基準等の補助基準についても、補助政策の問題として検討を加え、必要に応じて改善を図つておるのでございますが、地方財政に及ぼす影響も非常に大きゆうござりますので、新たな超過負担を発生させないよう努力いたしまする。

御指摘のとおり、地方財政全体として公債費がだんだんと上がつていておるわけでござりますが、その際に公債費比率の限度を設定したらどうかという御質問がございましたが、それは地方財政全体について、この限度まではいい、この限度以上はいかぬという限度を設定することは困難でございますが、毎年度の地方財政計画の策定の際には公債費の所要額を計上いたしまして、それを土台にして、地方財政の運営に支障が生じないよう

国は引き上げることをきわめて困難である、かように考えております。

次に、民間資金需要の増大が地方債にしわ寄せされると思うがどうか、こういう御質問でござりますが、五十四年度の地方債計画においては、できるだけ政府資金、それから公営企業金融公庫資金の増額を図って、民間資金への依存をできるだけ抑えたりもりでございます。これは五十四年度

昭和五十四年二月二十七日 衆議院会議録第十一号

昭和五十四年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する斎藤実君の質疑

の政府経済見通しのもとにおいて、着実な景気の回復と民間資金需要の増大が想定されるという点も配慮してとった措置でございまして、民間資金による地方債の消化には支障はないものと考えております。

超過負担の解消についてはただいま御答弁がありましたが、これを省略したいと考えます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) お答えを申し上げます。

国民健康保険財政は、昭和五十二年度において、赤字の市町村、赤字額、ともに減少はいたしましたが、老人医療費や高額療養費の増大によりまして、依然として苦しい状況にあるのは御指摘のとおりであります。

このため、国としては、五十四年度予算案におきまして、国民健康保険助成費として総額一兆九千五百十四億円を補助することといたしておりまして、特に市町村の財政逼迫に対処するため臨時的な財政措置として、対前年度比一七%増の千三百十一億円の臨時調整交付金を計上いたしておるわけであります。これによりまして、国の助成費は市町村の医療給付費の六三%に達しておるわけあります。他に保険制度には例を見ない手厚い助成を行つておるところであります。(拍手)

○中川秀直君 登壇

私は、新自由クラブを代表して、ただいま説明のありました昭和五十四年度地方財政計画及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、総理大臣並びに自治大臣に質問をいたします。

私たち、今後の日本の課題として、集権と画一から分権と多様の論理に立った個性豊かな、活力ある地域社会を建設する必要があると考えております。そのためにも、国と地方自治体がそれぞれ責任分野をはっきりさせ、それに伴う財源の裏づけを明確にすべきだと考えております。この見地に立つとき、現在の地方財政計画並びに地方交付税制度のあり方に大きな疑問を感じざるを得ません。

自治大臣、まず、地方財政計画についてお伺いをいたします。

地方自治の充実という観点から見ると、地方の自主財源たる地方税の充実強化こそが重要と思われます。しかし、地方財政計画を見る限りでは、地方税あるいは地方譲与税についても地方財政計画の全体増加率を下回っています。これでは地方財政計画の策定方針の言う「充実強化」とはとても言えないと思いますが、いかがでしょうか。

さらには、地方財政計画における単独事業の位置づけについてお伺いをいたします。

私たち、それぞれ持ち味のある個性豊かな地

域社会が生まれることこそ、地方自治の真の姿と考えます。したがって、地方自治体が国庫補助事業を消化するのに追われているこの現状は改めるべきであり、自主的創意で行う単独事業こそが活用されるべきであります。

ところが、地方財政計画を見ると、国庫補助事業と単独事業の割合は、この五年間を通じて変わらず、単独事業を積極的に伸ばそうとする意欲も努力も見られません。大平総理は、これからは地方の時代と言われ、地方自治を推進されるような姿勢を見せておられましたが、こうした数字を検討すると空念仏としか言いようがないのであります。

この二点について、自治大臣の明快な御答弁をお願いをいたします。

さらに、自治大臣に、地方交付税制度についてお伺いをいたします。

現在、不交付団体は、都道府県で言えば全国でわずか東京都だけであり、他はすべて交付団体であります。もともと、交付税制度は地方自治体間での財源調整のためにあつたはずですが、それが、いまやほとんどの地方自治体が交付団体となつてしまつたものと思われます。たとえば、財政力指数が〇・五を割る県が三十三県もあり、財政力指数で全国四番目の神奈川県ですら最低行政費が賄えず、財源調整のため三百十七億円の交付税が必要になつています。

こうした現状を考えると、いまこそ国、地方を通じる税体系の全面的な見直しを断行すべきだと思われますが、いかがでありますか。

また、改正案の内容、すなわち、国から借りたり返したりの複雑な姿を見ますと、ますます国への依存度を強めているようになります。改正案に見られるようなその場限りの間に合わせでは、地方財政確立の道はほど遠いと思われます。むしろ、恒久的な制度改革として地方交付税率の引き上げや、所得税を地方に移譲し、安定的な一般財源を確保することが地方自治の本旨にかなうものと考えますが、いかがでありますか。自治大臣の明快な御見解をお伺いをいたしたいと思います。

ところで、総理に、国庫補助金のあり方について質問いたします。

補助金行政は、国が地方自治体のはしの上げおろしまで指図すると言われ、その弊害について関係方面から強く指摘されながらも、根本的な解決を見ておりません。五十四年度の予算案についても、補助金額の伸び率が一般会計予算額の伸び率を上回るようでは、私たちは政府の努力を認められないと考えるものであります。

補助金は税源の再配分を適正化することによつて全廃されるべきですが、たゞまち当面の改善策として、政府は、補助金の徹底した点検を行い、具体的な期限、そして科目を明らかにして、整理統合をしていく必要があると考えます。このことは、大平総理の言われる行政改革の重要な中身に

でしょうか。

地方自治は、文字どおり、地方における自治形成の原理であり、それぞれの地域社会を活力ある、魅力ある地域社会に変えていく重要な役割りを果たすものと私たちを考えています。それゆえ、地方自治推進の中核的担い手である地方自治体の創意と活力を生かし、現在見られるような中央集権的な行財政をもつと分権化する必要があると思います。

このように考えるとき、ただいま説明をされた両案件のいずれも、地方自治確立のため的具体的な苦心や努力が見られません。大平総理の言われた、地方の時代や田園都市構想などは、基本的に正しい認識だと考えます。しかし、そうしたことでも、具体的な地方行財政制度の改革があつてこそ初めて実現できるものではないでしょうか。

地方財政計画、地方交付税制度、国庫補助金の改革について、総理の決意と答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 私に対しても、補助金の整理を中心とする行財政の整理についてのお尋ねでございました。

先ほど斎藤さんにも申し上げましたように、政府はことしの予算の作成に当たりまして千二百七億の補助金の整理をいたしましたと答えたのですが、中川さんから、それにもかかわらず「三・八%の伸びになつておる、一般の補助金

の伸びは財政規模の伸びより大きいじゃないか」と

いう御指摘でございました。この点は、中川さんも御承知のように、公共事業あるいは国鉄再建と要ありましたゆえでございまして、一般の補助金につきましては、その廃止、減額、統合、メニューハイ等につきましては鋭意やつたつもりでございます。今後も一層努力をしてまいりますつもりでございます。

第一の、行財政の分権化の問題でございます。

仰せのようだ、分権と多様を求める時代になりました。まいましておられますことは、私も認識を同じくするものでござります。また、それが実行されない限りにおきまして、中央、地方を通ずる気のきいた政策の推進がおぼつかないことも御指摘のところに考えておるわけでございまして、したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、住民の身近なところで住民の意思を反映しながら行われることが望ましい事務につきましては、極力地方公共団体でやっていただきようやらなければならぬと考えております。中央と地方との間の機能分担につきましては、今後、この合理的な配分につきましては、鋭意努力をいたしますとともに、これと並行いたしまして、財源の配分にも適実を期してまいります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 私に対しても、補助金の整理を中心とする行財政の整理についてのお尋ねでございました。

先ほど斎藤さんにも申し上げましたように、政

○國務大臣(瀧谷直蔵君) お答えいたします。

最初に、地方財政計画の策定方針で税財源の充実強化を図ったと述べているがどうか、こういういう関係の補助金等がことしの予算で特に多く所要ありましたゆえでございまして、一般の補助金につきましては、その廃止、減額、統合、メニューハイ等につきましては鋭意やつたつもりでございます。今後も一層努力をしてまいりますつもりでございます。

第二の、

仰せのようだ、分権と多様を求める時代になりました。まいましておられますことは、私も認識を同じくするものでござります。また、それが実行されない限りにおきまして、中央、地方を通ずる気のきいた政策の推進がおぼつかないことも御指摘のところに考えておるわけでございまして、したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、住民の身近なところで住民の意思を反映しながら行われることが望ましい事務につきましては、極力地方公共団体でやっていただきようやらなければならぬと考えております。中央と地方との間の機能分担につきましては、今後、この合理的な配分につきましては、鋭意努力をいたしますとともに、これと並行いたしまして、財源の配分にも適実を期してまいりたい、かようになります。

次に、

次に、補助事業と単独事業の割合が大体同じくらいである、単独事業の割合をもつとふやすべきではないかという御質問でございますが、基本的には私はその考え方には同意でございます。ただ、この問題は、現行の補助事業をどうするかという問題とどちらはらでござりますので、そろ簡単に大きくなる比重を変えるということは困難でござりますが、地方財政計画の策定に当たりましては、

この他の点は、自治大臣からお答えいたしました。その他の点は、自治大臣からお答えいたしました。

この単独事業の投資的経費も、地方団体が自主的に、かつ地域の実情に即して事業を行えるよう

これは交付税制度が本来の調整機能を失いつつあるのではないか、国、地方を通じる財源配分を根柢質問でござりますが、御承知のように、現在の

情勢は、増税はきわめて困難な情勢でございまます。他面、個人住民税の面におきましては、どうしてもある程度減税せざるを得ないという状況が御質問でございますが、御承知のように、現在の御質問でございます。実強化を図ったと述べているがどうか、こういう要あります。今後も一層努力をしてまいりますつもりでございます。

第三の、

最初に、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化を図るなど、地方税源の充実強化に努めたわけでございまして、その結果、初年度、いまの六百億円の減税を差し引いて、ネットで千二百三十一億円の增收を確保したわけでございます。今後ともこの地方税源の充実には十分に努力をしてまいりたい、かようになります。

次に、

次に、補助事業と単独事業の割合が大体同じくらいである、単独事業の割合をもつとふやすべきではないかという御質問でございますが、基本的には私はその考え方には同意でございます。ただ、この問題は、現行の補助事業をどうするかという問題とどちらはらでござりますので、そろ簡単に大きくなる比重を変えるということは困難でござりますが、地方財政計画の策定に当たりましては、

この御質問は、われわれが当面しておる国と地方の財政再建の問題と非常に深いかかわり合いを持つ問題の御指摘でございまして、われわれは、この地方財政の再建の問題は、これからわれわれ

の取り組まなければならない最も重要な課題と認識をしており、今後各方面的意見を十分に拝聴しながら、最善の解決策を見出してまいり

び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

检察官适格审查会委员

たいと考えております。

以上で、いよいよ。(拍手)

○福澤諭吉(三編一冊) され

しました。

○副議長(川崎田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

出席國務大臣

田政委員

自治大臣官房審議官  
自治省財政局長 森岡 敏君 石原 信雄君

### ○明読を省略した議長の報告

一、去る二十日、本院は検察官適格審査会委員及

昭和五十四年二月二十七日 衆議院会議録第十号

朗読を省略した議長の報告

び同予備委員を次のとおり選舉した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員  
天野 光晴君(任期満了につき選出)  
古屋 亨君(同 )

同予備委員  
山崎武三郎君(古屋亨君の予備委員)  
広瀬 秀吉君(平林剛君の予備委員)  
長谷雄幸久君(林孝矩君の予備委員)

(指名通知)  
一、去る二十日、本院は北海道開拓審議会委員に衆議院議員阿部文男君、同川田正則君、同村上茂利君、同芳賀貢君及び同斎藤美君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員原茂君、同平林剛君及び同石田幸四郎君を指名した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)  
一、去る二十一日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(常任委員辞任及び補欠選任)  
理事 堀之内久男君(理事江藤隆美君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
辭任  
宇野 亨君  
田村 元君  
補欠

建設委員		山口 敏夫君	伊藤 公介君
予算委員	辞任	川合 武君	大原 一三君
川合 大原	元君	谷川 寛三君	細谷 治嘉君
安宅 常彦君	矢野 純也君	寺前 宏君	古寺 宏君
矢野 純也君	早苗君	大原 厚君	神田 厚君
宮田 純也君	敏夫君	東中 光雄君	山原健二郎君
寺前 純也君	敏夫君	大原 二三君	川合 武君
東中 光雄君	善明君	山口 敏夫君	伊藤 公介君
大原 二三君	山原健二郎君	三谷 秀治君	三谷 秀治君
山口 敏夫君	山原健二郎君	寺前 純也君	寺前 純也君
松本 善明君	谷川 寛三君	元君	谷川 寛三君
谷川 寛三君	細谷 治嘉君	大原 厚君	大原 厚君
細谷 治嘉君	古寺 宏君	山口 敏夫君	山口 敏夫君
古寺 宏君	伊藤 公介君	不破 哲三君	春田 重昭君
伊藤 公介君	武君	春田 重昭君	矢野 純也君
決算委員	辞任	補欠	補欠
春田 重昭君	矢野 純也君	不破 哲三君	春田 重昭君
安藤 繩也君	矢野 純也君	春田 重昭君	矢野 純也君
矢野 純也君	矢野 純也君	安宅 常彦君	矢野 純也君
川合 大原	元君	寺前 純也君	寺前 純也君
大原 一三君	大原 厚君	元君	元君

昭和五十四年二月二十七日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長の報告



## (議案受領)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

(条約付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力の平和的利用における協力のための日本

国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

(外務委員会 付託)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

日本国とボーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(予)

(条約第五号)(予)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(予)

南極のあさらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(予)

以上三件 外務委員会 付託

## (議案付託)

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

(内閣提出第八号)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

以上二件 地方行政委員会 付託

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

社会労働委員会 付託

林業等振興資金融通暫定措置法案(内閣提出第三二号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(内閣提出第三八号)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

以上二件 大蔵委員会 付託

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(質問書提出)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

田忠雄君提出

(質弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

農林水産委員会 付託

とおりである。

国籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、衆法第五号) 法務委員会 付託

定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案(古寺宏君外三名提出、衆法第四号) 社会労働委員会 付託

一、昨二十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

(内閣提出第四五号)(予)

以上二件 衆議院議長 濱尾 弘吉殿

生命保険契約上の告知事項等に関する質問

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第四五号)(予)

以上二件 衆議院議長 濱尾 弘吉殿

生命保険契約の締結に当たり保険契約者又は被

保険者が悪意又は重大なる過失により重要な事

実を告げず又は重要な事項につき不実の事を告

出たときは、保険会社は契約の解除をすることが

できたときは、保険会社は契約の解除をすることが

できることになつてゐるが、告知義務をめぐつて

当事者間に紛争を生ずる事例が少なくない。

よつて、次の諸点につき政府の見解を承りたい。

一、過去三年間における告知義務違反により契約

を解除された件数及び保険金を減額された件数

はどのくらいか。なお、保険金を減額されたも

のについてはその減額の理由を明らかにせられたい。

二、保険会社が保険契約者に交付する告知書用紙の告知事項欄を見ると、例えば既往症について上段には「治療をうけたこと」の有無についての質問項目、下段には「手術をうけたこと」の有無についての質問項目が印刷されてあるにもかか

知事項等に関する質問に対する答弁書

生命保険契約上の告知事項等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年二月三日 提出者 春日 一幸



師より告げられた病名、医師の与えた指示、治療の有無、治療後の経過期間、稼動状況等を総合勘査して、個別事案ごとに判断する必要がある。

#### 六について

商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十八条では、「重要な事実」又は「重要な事項」の告知を求めているが、一般の被保険者又は保険契約者に何が重要であるかを、自ら判定せしめることは、被保険者等に過大な負担をかけるのみならず、公平・円滑な事業運営に支障を来すことも考えられる。このため、生命保険会社は、告知義務の対象となるべき「重要な事実」又は「重要な事項」を定型的に整理し、原則として所定の告知書(質問表)に記載している事項に限定しているもので、既往症についての五年間という期間も、社会通念的に許容され、かつ、危険選択もおむね保障されると思われる範囲で決定されているものである。

また、商法第六百七十八条第二項で準用する第五百四十四条第二項において、契約の時より五年を経過したときは、告知義務違反による契約解除権が消滅することとなつていて、契約解除権の行使による保険契約者の不安定な立場を考慮して、保険約款上、これを二年間に短縮しているものである。

このように、既往症の告知を求めている期間(五年間)と、告知義務違反による契約解除権がする法律(昭和三十二年法律第六百六十六号)の一部

消滅する期間(一年間)とは、別の観点から定められているものである。

#### 七について

生命保険事業が、消費者の信頼を確保し、社会的な責任を果たしていくためには、真に契約者利益の保護を目標とした事業運営がなされなければならない。

告知義務制度についても、このような観点から、制度の運営に努めてきたところであるが、今後とも、外務員教育の充実などにより、告知義務制度に関する情報提供を積極的に図り、消費者の理解を更に深めるよう指導してまいりたい。

右答弁する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和五十三年二月二十一日

内閣総理大臣 福田 起夫

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

3

動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、

を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十二年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

第四十四条の次に次の二条を加える。

(指定の基準等)

第四十四条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

第四十四条の二 再処理施設及び前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

第四十四条の二 その指定をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第四十四条の二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

第四十四条の二 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

第四十四条の二 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条

第三項の承認をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。（指定の欠格条項）

第四十四条の三 次の各号の一に該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第四十から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号の一に該当する等のあるもの（変更の許可及び届出等）

第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「再処理事業者」という。）は、同条第二項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとすると、内閣総理大臣の許可を受けなければなりぬ。

昭和五十四年二月二十七日 衆議院会議録第十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ればならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨の内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五条の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。同項第二号に掲げる事項は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

第六条の二 再処理事業者は、再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第七条の二 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第八条の二 事業開始等の届出

第九条の二 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。

第十条の二 第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所

をいう。」を「及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、」に、「再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）」を「再処理施設」に改める。

第十四条の見出しを「（使用前検査）」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十四条の次に次の六条を加える。

（定期検査）

第十四条の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。同項第二号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨の内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十四条の六 再処理事業者について相続があつたときは、相続人は、再処理施設の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理施設の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（使用計画）

第十四条の四 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを見直したときも、同様とする。

（合併）

第十四条の五 再処理事業者である法人の合併の場合は（再処理施設者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。）における当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理施設者の地位を承継する。

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。

（相続）

第十四条の六 再処理事業者について相続があつたときは、相続人は、再処理施設の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理施設の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第十四条の七 内閣総理大臣は、再処理施設が正当な理由がないのに、総理府令で定める期

問内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

「、加工事業者」の下に「再処理事業者」を加え、同条第二項中「第三条第一項」の下に「若しくは第  
四十四条第一項」を加え、同条第三項中「又は原子

五十条第一項若しくは第三項若しくは第五十条の二第二項」に改め、「加工事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、「若しくは第二十二条の二

内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各項の  
一に該当するときは、第四十四条第一項の指定  
を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその  
事業の停止を命ずることができる。

再設備の操作又は「再処理施設の性能が第四十一条の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは「」に改める。

「被爆者」を「原子炉設置者」に、「承継がなかつたときは」を「承継がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第 四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは」に改められた。

第二項を、第二十二条の第一項(第五十一条)  
第一項において準用する場合を含む。) 第四十四  
条の第四項、第四十六条の三、第四十六条の  
四、第四十六条の六第二項若しくは第五十条の二  
第一項に又、同項に次つて「第二項」とある。

二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないとしたとき。

第五十条の二 再処理事業者（第六十六条第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、再処理施設を解体

第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第四十六条の七」を、「製鍊事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、同条第三項中「若しくは

原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分、命令、届出又は報告については、この限りでない。

三 第四十九条の規定による命令に違反したと  
考へる。

しようとするときは、總理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣總理大臣に届け出なければならない。

「加工」を「加工若しくは再処理」に改め、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加える。

第七十一条第九項中「又は加工事業者」を「加工事業者又は再処理事業者」に改め、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」の下に「(再処理の事業を行

五 第五十一条第二項において準用する第二十  
反し、又は同条第三項の規定による命令に違  
反したとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の

「第四十六条の二」を加える。

二条の五の規定による命令に違反したとき。  
六 第五十八条の二の規定に違反したとき。  
七 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又  
は同条第三項の規定による命令に違反したと  
き。

方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するため必要な措置を命ずることがであります。

第七十一条第五項中「若しくは第二十条」を  
「第二十条、第四十四条第一項、第四十四条の  
四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第四十  
六条の七」に改め、「第十三条第一項の許可」の下

八 第六十六条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第六十二条第一項中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を加え、「附する」を付する」に改める。

九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとある。

第六十五条第一項中「若しくは加工事業者」を  
「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、

昭和五十四年二月二十七日 衆議院会議録第十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二の二 第四十四条第三項及び第四十四条の四  
第三項の規定による承認

第七十四条の二第一項第三号中「及び第三十一  
条第一項」を「第三十一条第一項及び第四十六条  
の五第一項」に改め、同項第四号中「第十一条第一  
項」の下に「及び第四十六条の七第一項」を加え、  
「及び同条第二項」を「並びに第十条第二項及び第  
四十六条の七第二項」に改める。

第七十五条第一号中「第三条第一項」の下に「又  
は第四十四条第一項」を加え、同条第二号中「第三  
十九条第一項若しくは第二項」の下に「第四十四  
条の四第一項」を加え、同条中第六号を第七号と  
し、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、  
第一号の次に次の二号を加える。

三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第三  
項の承認を受けようとする者

第七十七条第二号中「又は第二十条第二項」を  
「第二十条第二項又は第四十六条の七第二項」に  
改め、同条第七号を次のように改める。

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処  
理の事業を行つた者

第七十七条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 第四十四条第三項の承認を受けないで  
再処理の事業を行つた者

五の二 第四十四条の四第一項又は第三項の規  
定により許可又は承認を受けなければならな  
い事項について、これらの規定による許可又

は承認を受けないで第四十四条第二項第二号  
から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変  
更した者

第七十九条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 第五十条の二第一項の規定による届出  
をしないで再処理施設を解体し、又は同条第  
二項の規定による命令に違反した者

第八十二条第一号中「若しくは第十七条を、第  
二号中「第三十条」の下に「若しくは第十七条を、第  
四」を加える。

十七条若しくは第四十六条の三」に改め、同条第  
二号中「第三十条」の下に「若しくは第四十六条の  
六第二項」を加える。

附 則

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「第  
四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条  
の六第二項」を加える。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正  
から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなけ  
ればならない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用については、なお從前の例による。  
(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料  
開発事業団が設置し、又は設置に着手している  
再処理施設については、次項の規定により動力  
炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載さ  
れたところにより、この法律の施行の日にこの  
法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及  
び原子炉の規制に関する法律(以下この条にお  
いて「新法」という。)第四十四条第三項の承認が

あつたものとみなして、新法の規定を適用す  
ることによりその再処理の事業を行うことができる  
者の範囲を拡大するとともにその規制の充実強化  
を図る等の必要がある。これが、この法律案を提  
出する理由である。

2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の  
適用を受ける再処理施設について、新法第四十  
三条第三項の承認を申請する場合に必要とされ  
る事項を記載した書類を、この法律の施行の日  
から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなけ  
ればならない。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正  
から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなけ  
ればならない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用については、なお從前の例による。  
(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三  
十六年法律第百四十七号)の一部を次のように  
改正する。

第二条 第二条第三項第二号の次に次の二号を加え  
る。

二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受  
けた者

2 再処理事業の指定又は承認の基準等に関  
する規定を設けること。

二 再処理施設の使用前検査等に関する規定の  
新設

燃料物質の再処理を計画的に進めるため、核燃料  
物質の再処理の事業について、指定制度を設ける  
ことによりその再処理の事業を行うことができる  
者の範囲を拡大するとともにその規制の充実強化  
を図る等の必要がある。これが、この法律案を提  
出する理由である。

- 1 再処理事業者は、再処理施設について、内閣総理大臣の使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととすること。
- 2 その他再処理事業者に対する規制関係規定を整備すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、再処理事業者の範囲を拡大する等により我が国における核燃料サイクルの確立に資するための措置として、おおむね有効適切なものと認めるが、原子力委員会及び原子力安全委員会の意見の尊重義務の規定を「十分に」尊重しなければならないこととするよう修正を加える必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十四年二月二十一日

衆議院議長 那尾 弘吉殿  
〔別紙〕

(小字は修正)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)の一部

- 2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人に附ては、その代表者の氏名
- 2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 再処理を行なう使用済燃料の種類及び再処理施設」という。」を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法
- 5 再処理施設の工事計画
- 6 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

3 研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第四十四条の三 次の各号の一に該当する者は、第四十四条第一項の指定を与えない。

6 第四十六条の七 第二項の規定により第四十一条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

7 第四十六条の三 次の各号の一に該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

8 第四十六条の三 次の各号の一に該当する者は、第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。

9 第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所をいう。」を「及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、」に、「再処理施設及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)」を「再処理施設」に改める。

10 第四十六条の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

11 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

12 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

13 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

- （事業の指定等）
- 第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十二年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

- （事業の指定等）
- 第四十四条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

- 1 その指定をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 2 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

- 2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十六条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第一号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
- 3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号までの又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。
- 4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
- 5 第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所をいう。」を「及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、」に、「再処理施設及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)」を「再処理施設」に改める。
- 6 第四十六条の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。
- 7 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。
- 8 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。
- 9 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六条の次に次の六条を加える。

(定期検査)

第四十六条の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。(事業開始等の届出)

第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(使用計画)

第四十六条の四 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

第四十六条の五 再処理事業者である法人の合併の場合(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理事業者の地位を承継する。(相続)

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号までの規定による命令に違反したときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反する。

3 第四十四条の二第一項第一号から第三号までの規定による命令に違反したときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反する。

4 第四十四条の二第一項第一号から第三号までの規定による命令に違反したときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反する。

5 第四十四条の二第一項第一号から第三号までの規定による命令に違反したときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反する。

6 第四十四条の二第一項第一号から第三号までの規定による命令に違反したときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反する。

7 第四十四条の二第一項第一号から第三号までの規定による命令に違反したときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反する。

理大臣に届け出なければならない。  
(指定の取消し等)  
第四十六条の七 内閣総理大臣は、再処理事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないに該当するに至つたとき。

三 第四十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

五 第五十一条第二項において準用する第二十一条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十八条の二の規定に違反したとき。

七 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

五 第五十一条第二項において準用する第二十一条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十八条の二の規定に違反したとき。

七 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

六 第五十五条第一項中「若しくは加工事業者」を「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、「加工事業者」の下に「再処理事業者」を加え、同条第二項中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を加え、同条第三項中「又は原子炉設置者」を「原子炉設置者」に、「承継がなかつたときは」を「承継がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは」に改める。

第七十条第一項中「第十条」の下に「若しくは第四十六条の七」を、「製錬事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、同条第三項中「若しくは加工」を、「加工若しくは再処理」に改め、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加える。

第七十一条第五項中「若しくは第二十条」を、「第六十七条の二第二項中「第四十六条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

七 第七十四条の二第一項第一号中「第三条第一項」の下に「及び第四十四条第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」に改め、同号

備の操作若しくはに改める。

第五十条の次に次の二条を加える。

(再処理施設の解体)

第五十条の二 再処理事業者(第六十六条第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、再処理施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があり、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならぬ場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 第二十二条の五(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条、第五十条第一項若しくは第五十条の二第二項(第五十一条第二項若しくは第五十条の二第二項)に改め、「若しくは第二十二条の二第二項」に改め、「加工事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、「若しくは第二十二条の二第二項」を、「第二十二条の二第二項(第五十一条第二項)に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分、命令、届出又は報告については、」の限りでない。

4 第七十二条第九項中「又は加工事業者」を「加工事業者又は再処理事業者」に改め、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」の下に「再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣」を加え、「再処理事業者を削る。」

5 第七十二条第一項中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を、「第三十九条第一項若しくは第十条」の下に「若しくは第四十六条の七」を加え、「第四十四条第一項」の下に「第四十四条の四第一項」を、「第三十九条第一項」の下に「若しくは第四十六条の七」を加える。

6 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

7 第七十四条の二第一項第一号中「第三条第一項」の下に「及び第四十四条第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」に改め、同号

四十六条の七を加える。

第七十七条第五項中「若しくは第二十条」を、「第六十七条の二第二項中「第四十六条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

八 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反したとき。

10 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定による損害賠償の規定による承継がなかつたときは、内閣総理大臣が第三項の規定による命令に違反する。

11 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

12 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

13 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

14 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

15 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

16 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

17 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

18 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

19 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

20 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

21 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

22 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

23 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

24 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

25 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

26 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

27 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

28 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

29 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

30 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

31 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

32 第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「若しくは第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第六十六条の二」を加える。

の次に次の「一号を加える。

二の二 第四十四条第三項及び第四十四条の四

第三項の規定による承認

第七十四条の二第一項第三号中「及び第三十一

条第一項」を、第三十一条第一項及び第四十六条

第五第一項」に改め、同項第四号中「第十一条第一

項」の下に「及び第四十六条の七第一項」を加え、

及び同条第二項」を「並びに第十一条第一項及び第

四十六条の七第二項」に改める。

第七十五条第一号中「第三条第一項」の下に「又

は第四十四条第一項」を加え、同条第二号中「第三

十九条第一項若しくは第二項」の下に「第四十四

条の四第一項」を加え、同条第六号を第七号と

し、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、

第二号の次に次の「一号を加える。

三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第二

項の承認を受けようとする者

第七十七条第二号中「又は第二十条第二項」を

「第二十条第二号又は第四十六条の七第二項」に

改め、同条第七号を次のよう改める。

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行つた者

第三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第二

項の承認を受けようとする者

第七十七条第二号の次に次の「一号を加える。

五の二 第四十四条の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならぬ事項について、これらの規定による許可又は承認を受けないで第四十四条第二項第二号

から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

第七十九条第四号の次に次の「一号を加える。

五の二 第五十条の二第一項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第八十二条第一号中「若しくは第十七条」を「第十七条若しくは第四十六条の三」に改め、同

条の四」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「第

四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条

第六第一項」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している

再処理施設については、次項の規定により動力

炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載さ

れたところにより、この法律の施行の日にこの

法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及

び原子炉の規制に関する法律(以下この条にお

いて「新法」という)第四十四条第三項の承認があ

つたものとみなして、新法の規定を適用する。

2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十

四条第三項の承認を申請する場合に必要とされ

る事項を記載した書類を、この法律の施行の日

から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなけ

ればならない。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前

の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

に関する法律第四十六条第一項の規定による検

査についてされている申請は、新法第四十六条

第一項の規定による検査についてされた申請と

みなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三

十六年法律第百四十七号)の一部を次のように

改正する。

第二条第三項第二号の次に次の「一号を加える。」

二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受ける附帯決議

〔別紙〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適正な措置を講すべきである。

一 再処理を中心とした核燃料サイクルに関する自主技術の早期確立を図るという我が国の基本的立場を国際的に貫くよう最大限の努力を傾注すること。

二 再処理工場の立地に当たつては、環境及び住民への影響等に最大の考慮を払いつつ、地元の理解と協力を得るよう努めること。

三 再処理工場の建設及び運転のために自主技術の開発を推進し、動力炉・核燃料開発事業団において蓄積された技術と経験を十分活用すること。

四 再処理事業の実施における安全の確保及び核物質の防護に万全の措置を講じ、特に、環境に対する危険度の高い放射性物質の放出は、微量の場合は厳重に監視すること。

五 再処理工場から発生する放射性廃棄物、特に高レベル放射性廃棄物の処理処分等に関する調査研究を推進し、安全な処理処分方法の早急な確立を図ること。

去る二十三日は、会議を開くに至らなかつたので、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第九号 昭和五十四年二月二十三日(金曜日)

第一 正午開議

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律の一部を改正する法律案

正午開議

第一 段行

第一 一七 押岡 豊巳

第一 一七 押岡 豊巳